

川崎市職員健康相談室設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号）に基づく職員の健康の確保及び快適な職場環境の形成促進のため、総務企画局に職員健康相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

(事業)

第2条 相談室は、次の事業を行う。

- (1) 心身の健康に関する相談と知識の啓発及び研修に関すること。
- (2) 心身の健康の保持増進と予防に関すること。
- (3) 心身の疾病の早期発見・早期対応・療養支援に関すること。
- (4) 長期療養者に対する職務への復帰支援と職場定着・継続、再発予防に関すること。
- (5) 事業場の安全性水準の向上、快適な職場環境の形成に関すること。
- (6) その他設置目的を達成するために必要な事業

(対象者)

第3条 前条に規定する事業の対象者は、職員（特別職非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。）及びその家族（職員本人に関する相談に限る。）とする。

(実施場所)

第4条 第2条に定める事業は、相談室が所在する事務室内、対象者の所属する職場、事業の実施に適した場所等において行う。

(申込)

第5条 相談室を利用しようとする者は、原則はあらかじめ相談室に申し込むものとする。

(相談室職員)

第6条 相談室に、産業医、健康保健相談員、精神保健相談医、復職相談医及び相談・復職支援相談員（以下「相談室職員」という。）を置く。

(秘密の保持)

第7条 相談室職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(開設日時)

第8条 相談室の開設日は、月曜日から金曜日まで（川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）とする。

2 相談室の開設時間は、午前9時から午後4時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、総務企画局人事部労務厚生課長が必要と認める場合は、開設日時を変更することができる。

(相談室の庶務)

第9条 相談室に関する庶務は、総務企画局人事部労務厚生課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、相談室については必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(川崎市職員保健相談室設置要綱及び川崎市職員健康管理室設置要綱の廃止)

2 川崎市職員保健相談室設置要綱（23川総健第90号）及び川崎市職員健康管理室設置要綱（25川総職第82号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。